

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

郵政改革法案(閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(閣法第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公

平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。

三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。

四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 22.11.25可決 参議院 11.25総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限(平成22年12月31日)を、平成27年3月31日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

放送法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 22.11.25修正議決 参議院 11.25総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、放送関連法の統合等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加える改正を行わないものとする等々の修正が行われた。

一、放送法の改正

- 1 放送関連の四法律を放送法に統合するとともに、放送について、放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する「基幹放送」と、基幹放送以外の「一般放送」に区分することとする。また、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」を原則とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置・運用を一の者で行うことも、別の者が担うことも選択可能とし、地上放送において、一の者で行う場合は、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させることとする。
- 2 基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化する。
- 3 放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故発生時の報告に係る規定を整備する。
- 4 有料放送の約款規制を緩和するとともに、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。

二、電波法の改正

- 1 通信及び放送の両用が可能な無線局の免許制度を整備する。
- 2 免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直し、免許不要局の拡大を図

る。

- 3 携帯電話の小規模基地局について、個別免許が不要で事後届出で足りる包括免許制度の対象とする。

三、電気通信事業法の改正

- 1 電気通信事業紛争処理委員会を電気通信紛争処理委員会に改称し、紛争処理機能の拡充を図る。
- 2 携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性の担保等のため、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理及び収支状況の公表を義務付ける。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から9月以内の政令で定める日から施行する。
- 2 日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方についての検討規定を設ける。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 22. 11. 15可決 参議院 11. 16法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備

- (1) 被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
- (2) 契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定める。
- (3) 消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特則を設ける。
- (4) 国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定める。
- (5) 日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下できるものとする。

2. 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(閣法第9号)

(衆議院 22. 11. 15可決 参議院 11. 16厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管させ、新機構における労使の意見を反映させるための運営委員会や協議会の設置、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例等の措置を講じようとするものである。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるとともに、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところにより、我が国自衛隊が、その任務遂行に支障を生じない限度において、オーストラリア国防軍に対し物品又は役務を提供することを可能とする規定等を整備しようとするものである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)

(先議)

(参議院 22.10.26政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 10.29本会議可決 衆議院 11.30可決)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成23年3月から5月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、平成23年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成23年4月10日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月24日に統一する。
- 二、平成23年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。
- 三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域で行われる市区町村の選挙又はこれと同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。
- 四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの間とする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。
- 六、統一地方選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たり、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が公示されるに至らなかった場合には、平成17年の国勢調査の結果による人口によることができる。

【附帯決議】(22.10.27政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

統一地方選挙は、昭和22年に第1回が実施されて以来、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑かつ効率的な執行を図る上で大きな役割を果たしてきた。しかしながら、回を追うごとに統一率は低下しており、また、昭和の大合併や平成の大合併によって統一される団体数そのものが大きく減少している。

こうした現状にかんがみ、国は、統一の趣旨を実効あるものとするため、統一率の向上方策等について検討を行い、必要な措置を講ずるよう努めるべきである。

右決議する。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案(閣法第12号)(先議)

(参議院 22.11.1環境委員会付託 11.12本会議可決 衆議院 12.3可決)

【要旨】

本法律案は、生物の多様性をめぐる状況を踏まえ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う地域の特性に応じた生物の多様性の保全のための活動を促進するため、地域連携保全活動基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、同計画に基づく活動について関係法令の適用の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の目的は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全することとする。
- 二、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域連携保全活動基本方針を定めなければならないこととする。
- 三、市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動の促進に関する計画を作成することができることとするとともに、計画作成に必要な手続を規定することとする。
- 四、地域連携保全活動計画に従って行われる行為について、自然公園法、森林法、都市緑地法等に基づく許可等の手続を不要とする特例を定めることとする。
- 五、国は、民間団体等が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、情報の提供・助言その他の必要な援助を行うこととする。
- 六、国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供・助言その他の必要な援助を行うよう努めることとする。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 22.11.16可決 参議院 11.19総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成二十二年度一般会計補正予算により増額された同年度分の地方交付税1兆3,126億円のうち、1兆126億円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、3,000億円を平成22年度において交付することとし、これに対応して平成22年度分の普通交付税の額の算定に用いる「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の単位費用の改定等を行うこととするものである。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(閣法第14号)

(衆議院 22.11.25修正議決 参議院 12.2文教科学委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定めること。
- 二、対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 三、対象となる展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 四、損害総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を政府が補償すること。ただし、政府の補償分については、上限額を定めること。

- 五、毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定めること。
- 六、文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定すること。
- 七、この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学術的・文化的に価値が高い展覧会が、大都市に限らず全国的な広がりの中で開催できるよう政府は配慮するとともに、施行後3年を目途として、本法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を行うものとする修正が行われた。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成22年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定を行うとともに、55歳を超える職員に対する俸給月額の支給に当たって当分の間その一定割合を減ずる措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額の改定

医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額を中心に俸給月額を引き下げる。

二、期末手当及び勤勉手当等の改定

- 1 期末手当の年間の支給割合を0.15月分引き下げ、2.6月分とする。特定管理職員及び指定職職員についても所要の改定を行う。
- 2 勤勉手当の年間の支給割合を0.05月分引き下げ、1.35月分とする。特定管理職員及び指定職職員についても所要の改定を行う。
- 3 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を引き下げる。

三、55歳を超える職員の俸給月額の支給額の減額

当分の間、55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上の職員に限り、指定職俸給表の適用を受ける職員等を除く。)への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減額する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当等の改定

- 1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。
- 2 常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。
- 3 常勤の内閣政務参事並びに常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるとき

は、その日)から施行する。ただし、一の3については、この法律の施行の日又は政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律(平成22年法律第号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25総務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成22年8月10日の人事院からの意見の申出を踏まえ、一定の常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)について、仕事と生活の両立を図る観点から、育児休業等を行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員の非常勤職員の育児休業等

- 1 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で人事院規則で定める日まで育児休業を行うことができるものとする。
- 2 再任用短時間勤務職員を除く一定の非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができるものとする。
- 3 防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行う。

二、地方公務員の非常勤職員の育児休業等

- 1 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業を行うことができるものとする。
- 2 再任用短時間勤務職員等を除く一定の非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができるものとする。

三、国有林野事業等の非常勤職員の介護休業

- 1 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける国家公務員のうち、再任用短時間勤務職員以外の一定の非常勤職員について、介護休業を行うことができるものとする。
- 2 特定独立行政法人の職員及び地方公務員への準用について、必要な読替えを行う。

四、施行期日

この法律は、平成23年4月1日から施行する。

【附帯決議】(22.11.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方公共団体の臨時・非常勤職員の職種や任用方法、処遇等が多岐にわたること及び各地域が置かれている状況に相違があることに十分配慮し、地方公共団体の臨時・非常勤職員の勤務実態及び本法の施行に伴う影響について調査を行い、これを踏まえて地方公共団体に必要な助言及び情報提供を行うこと。

二、本法に定めるもののほか、地方公共団体における非常勤職員の勤務条件の在り方について、実態に即した環境の整備に向け検討すること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25法務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額引下げ)に伴い、裁判官の報酬月額を引き下げる。

二 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25法務委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、検察官の俸給月額を引き下げる。

二 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25外交防衛委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。

二、常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊の学校の生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の150（現行100分の165）に引き下げる。

三、一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、行政職俸給表(一)6級以上に相当する職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額等について減額の規定を定める。

四、常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊の学校の生徒に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の140（現行100分の145）に引き下げるとともに、12月期の期末手当の支給割合を100分の155（二の改正後100分の150）に引き上げる。

五、本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、四については平成23年4月1日から施行する。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第13号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設けようとするものである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号)

(衆議院 22.11.16可決 参議院 12.2外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備

に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者到家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者到家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第37号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 14本会議可決 衆議院 11. 11可決 参議院 11. 16国土交通委員会付託 11. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、地震等により形成された河道の閉塞又はその決壊による甚大な被害が懸念されたことから、国民の生命及び身体を保護するため、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律において土砂災害と定義されているものに、新たに、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因とするものを加える。
- 二、都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。
- 三、二の政令で定める状況があると認める場合のうち、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、国土交通大臣が、緊急調査を行うものとする。
- 四、都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、市町村の長の避難の勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事は関係する市町村の長に、国土交通大臣は関係する都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。
- 五、緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の所有者及び占有者を罰則の対象に追加する。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22. 11. 16 国土交通委員会議決)

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。
- 二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。
- 三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。

右決議する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第41号)

(衆議院 22. 11. 18修正議決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものである。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(第174回国会閣法第42号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

航空法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第48号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第174回国会閣法第50号)

(衆議院 22. 11. 16修正議決 参議院 11. 18農林水産委員会付託 11. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、法律の題名を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と変更するほか、前文の追加、目的の見直し、六次産業化に係る定義規定の見直し、地域の農林水産物の利用の促進に関する規定の追加等を主な内容とする修正が行われた。

一、目的

この法律は、農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業者等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする（衆議院修正）。

二、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

1 基本理念

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対し国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない（衆議院修正）。

2 基本方針等

農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針を定める。また、農林漁業者等は、農林水産物等の生産及びその加工又は販売に一体的に取り組む総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。さらに、民間事業者等は、地域に存在する土地、水等の資源を有効に活用した農林漁業及び関連事業の総合化に資する研究開発・成果利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

3 支援措置

2の認定を受けた計画に基づく取組を進めるため、無利子の農業改良資金の貸付け、農地転用の許可、野菜の契約取引に関する交付金の交付、品種登録に係る出願料等に関する法律の特例措置を講ずる。

4 国の施策

国は、関係省庁相互間の連携を図りつつ、本法に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとともに、本法に基づく認定を受けた総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に必要な制度資金や予算の確保に努める。

三、地域の農林水産物の利用の促進（衆議院修正による追加）

1 基本理念

地域の農林水産物の利用の促進に関し、生産者と消費者との結びつきの強化、地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、食育との一体的な推進、都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、食料自給率の向上への寄与、環境への負荷の低減への寄与等について規定する。

2 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務、生産者等・事業者・消費者の努力、財政上の措置等に係る規定を設ける。

3 基本方針等

農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項及び目標等を内容とする基本方針を定める。また、都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努める。

4 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤整備、直売所・学校給食等における地域の農林水産物の利用促進、地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保、地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等について規定する。

四、施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、二については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（衆議院修正）。

また、政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(第174回国会閣法第51号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高速道路の整備に関し、その過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこととするとともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表等を行うこととし、あわせて高速道路利便増進事業として高速道路の車線の増設に関する一定の事業等を追加する等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する等の措置を講じようとするものである。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第54号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.14本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等にかんがみ、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
- 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
- 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
- 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
- 五 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第55号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 11. 25可決 参議院 12. 2環境委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べるができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べるができることとする。
- 4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。
- 5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会閣法第56号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地域主権戦略会議の設置

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項を調査審議等するための体制を整備することとし、内閣府設置法に規定する重要政策に関する会議として、内閣府に地域主権戦略会議を設置する。

二、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第2次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

三、その他

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一の規定の施行後3年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会閣法第57号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

一、目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

- 1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。
- 2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができることとする。

三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

四、その他

- 1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第58号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、議会制度の充実に係る事項

- 1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。
- 2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとする。

二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。
- 2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への

提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

五、直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。
- 2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第64号)

(衆議院 22.11.4修正議決 参議院 11.10財政金融委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認可特定保険業者に対する保険業法の特例

- 1 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)の公布の際、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業(特定保険業)を現に行っていた者等は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる。
- 2 1の認可を受けようとする者は、平成25年11月30日までに申請書を行政庁に提出しなければならない。申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること、特定保険業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること等の要件に該当するときに、行政庁は認可をする。

二、認可特定保険業者に対する規制

- 1 認可特定保険業者が行う特定保険業は、保険業法等の一部を改正する法律の公布の際現に行っていた範囲内とし、特定保険業等以外の業務を新たに行うには、行政庁の承認を要するなど、認可特定保険業者に係る業務について必要な規制を設ける。
- 2 認可特定保険業者に対し、特定保険業等と他の業務との区分経理、財務状況等の開示、責任準備金等の積立てを義務付けるなど、認可特定保険業者に係る経理について必要な規制を設ける。
- 3 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令等の監督に関する規定を整備する。

三、その他

- 1 認可特定保険業者に対する監督等を行う行政庁は、旧民法第34条の規定により設立された法人については従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関(従前の社団法人等

の旧主務官庁)とし、その他の法人については内閣総理大臣(金融庁)とする。

2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、今回の改正に係る特定保険業の制度についての検討規定に関して、見直しの期日を「施行後適当な時期」から「施行後5年を目途」に改める修正が行われた。

本院議員提出法律案

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(参第1号)

(参議院 22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 22.11.25議院運営委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減し、あわせて国会議員が平成22年12月に受けた期末手当を国庫に返納する場合について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととするとともに、国会議員の歳費及び文書通信交通滞在費並びに国会議員の秘書の給料について日割計算により支給しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(参第3号)

(参議院 22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(参第4号)

(参議院 22.12.3総務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

日本銀行法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい経済情勢等を踏まえ、日本銀行が行う通貨及び金融の調節の理念とされる国民経済の健全な発展に雇用の安定が含まれることを明記し、政府が指示する物価の変動に係る目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関する日本銀行と政府との間での協定の締結並びに日本銀行の当該目標の達成状況及び当該協定の実施状況についての政府及び国会に対する説明に関する規定を定め、日本銀行の役員に関する規定を整備する等の措置を定めようとするものである。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 22.11.29国土交通委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、特例業務勘定における剰余金を、新幹線鉄道の建設並びにいわゆる並行在来線を経営する鉄道事業者並びに北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する経営の安定のための支援に要する費用の財源に充て、並びに政府が承継した日本国有鉄道清算事業団の債務を償還するためのものとして国債整理基金特別会計に納付することができるよう、これらの支援に必要な業務を追加するとともに、特例業務勘定の剰余金を他の勘定に繰り入れることができるようにする等の規定を設けようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が必ずしも当初の設計どおりに円滑に進行しているとは認められない状況にかんがみ、平成24年度において、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の完全民営化に向けた手続に着手し、その早期実現を推進するとともに、株式会社日本政策金融公庫の業務に危機対応業務を加える措置を講ずることとし、もって必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の措置を定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号) (参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

国の財政運営の透明性の向上等に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針及びこれに基づく目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図るものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第175回国会参第1号)

(参議院 第175回国会22. 8. 5議院運営委員会付託 11. 11撤回)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減するとともに、国会議員の歳費及び文書通信交通滞在費並びに国会議員の秘書の給料について、日割計算により支給しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 22. 10. 19可決 参議院 10. 20財政金融委員会付託 10. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄(てい)疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人及び法人について、所得税の免税措置等の所得税及び法人税の特例を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税及び法人税の特例

- 1 個人が交付を受けた家畜伝染病予防法第58条の規定による手当金、口蹄疫対策特別措置法第6条第9項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給

付金（以下「手当金等」という。）については、当該手当金等の交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた所得に対する所得税を免除する。

- 2 法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

なお、本法律施行による減収見込額は、約13億円である。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案(衆第2号)

(衆議院 22.10.19可決 参議院 10.20総務委員会付託 10.22本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人の道府県民税及び市町村民税の特例

平成22年4月以降において発生が確認された口蹄(てい)疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人について、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.18厚生労働委員会付託 12.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とする。
- 二 障害者の定義について、発達障害者支援法に規定する発達障害者を含むことを明確化する。
- 三 市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することができる。
- 四 市町村は、地域生活支援事業として、成年後見制度利用支援事業を行うものとする。
- 五 障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、障害児の通所による支援の実施主体を市町村とする。
- 六 放課後等デイサービスについて、通所者が18歳に達した後においても、20歳に達するまで利用できるよう、特例を設ける。
- 七 グループホーム又はケアホームを利用する障害者のうち必要と認める者について、食費又は居住費に対する特定障害者特別給付費を支給する。
- 八 移動に著しい困難を有する視覚障害者等の移動支援を「同行援護」として、自立支援給付の対象とする。
- 九 都道府県は、精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。
- 十 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対す

る移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十一 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、二及び十は公布の日から、一、四、七、八及び九は平成24年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(22.12.3厚生労働委員会議決)

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成25年8月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
 - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25議院運営委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。
- 二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 三、平成22年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25議院運営委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二、平成22年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、平成23年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 四、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 五、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、三は平成23年4月1日から施行すること。
- 六、平成22年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 22.11.18可決 参議院 11.25議院運営委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じ、一定の常時勤務することを要しない国会職員について、育児休業をすることができるようにする。
- 二、この法律は、平成23年4月1日から施行する。

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 22. 11. 18可決 参議院 11. 25議院運営委員会付託 11. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国会職員について、新たな人事評価制度を導入し、その勤務成績の評価に基づき昇任等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、昇任、降任及び転任

- 1 国会職員の昇任及び転任は、各本属長が、国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職に係る標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として両議院の議長が協議して定めるものをいう。）及び適性を有すると認められる者の中から行う。
- 2 各本属長は、国会職員を降任させる場合には、人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職を命ずる。
- 3 国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任等については、1及び2にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び適性を判断して行うことができる。
- 4 1から3までの標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。

二、人事評価の実施

- 1 各本属長は、定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければならない。
- 2 1は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

三、降給

- 1 国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。
- 2 1により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員考査委員会の審査を経なければならない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置その他所要の規定を整備する。

裁判所法の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 22. 11. 25可決 参議院 11. 25法務委員会付託 11. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、給費制の暫定的導入

平成23年10月31日までの間、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、暫定的に司法修習生に対し給与を支給する制度とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

三、経過措置

その他所要の経過措置を設ける。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 22.11.26可決 参議院 12.2経済産業委員会付託 12.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を平成33年3月31日まで延長しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 22.11.30可決 参議院 12.2議院運営委員会付託 12.3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けること。
- 二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 三、その他所要の規定を整備すること。

予 算

平成二十二年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十二年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 22.11.16可決 参議院 11.16予算委員会付託 11.26本会議否決※)

※22.11.26、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。11.26、両院協議会成案を得ず。11.26、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成22年10月26日、平成二十二年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十二年度補正予算は、景気が足踏み状態を続ける中、22年10月8日に決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の実施等のために編成された。

歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入2兆2,470億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入2兆2,005億円を計上するほか、その他収入183億円の減収を見込んだ。なお、公債金については、建設国債が1兆2,500億円増額された一方、特例国債が1兆2,500億円減額され、公債金全体での発行額は変わらなかった。

歳出面では、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策費として、①雇用・人材育成3,199億円、②新成長戦略の推進・加速3,369億円、③子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保1兆1,239億円、④地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等3兆706億円が計上されるとともに、21年度決算剰余金(純剰余金)は、その2分の1(8,123億円)が国債整理基金特別会計に繰り入れられるほか、その他の経費1,968億円が計上された。

なお、国債費の減額など1兆4,313億円の既定経費の減額が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入・歳出の純追加4兆4,292億円を加えた補正後の規模は、96兆7,284億円となった。

平成二十二年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策費	48,513	1. 租税及印紙収入	22,470
(1) 雇用・人材育成	3,199	2. 政府資産整理収入	△ 171
(2) 新成長戦略の推進・加速	3,369	3. 雑収入	△ 12
(3) 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保	11,239	4. 公債金	
(4) 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等	30,706	公債金	12,500
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	8,123	特例公債金	△ 12,500
3. その他の経費	1,968	5. 前年度剰余金受入	22,005
4. 既定経費の減額	△ 14,313		
歳出計	44,292	歳入計	44,292

条 約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 22.11.16承認 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とヨルダンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 22.11.16承認 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本議定書は、現行条約を部分的に改正するものであり、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、条約の特典の濫用を防止するための措置及び税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みの導入等について定めるものである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 22.11.16承認 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本条約は、現行条約を全面的に改正するものであり、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、条約の特典の濫用を防止するための措置及び税務当局間の協議に係る仲裁手続の導入等について定めるものである。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 22.11.16承認 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とオーストラリアとの間で、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を我が国自衛隊とオーストラリア国防軍との間において相互に提供することに関する基本的な条件を定めるものである。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、我が国政府が、我が国と韓国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島に由来する図書を韓国政府に対して引き渡すこと等を定めるものである。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)(先議)

(参議院 22.10.25経済産業委員会付託 10.29本会議承認 衆議院 11.16承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により平成22年4月9日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成22年4月14日から平成23年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院 22.11.16承諾 参議院 12.2決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第一項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったため、決算調整資金に関する法律附則第2条第一項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 22.11.16承諾 参議院 12.2決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 22.11.16承諾 参議院 12.2決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 継続審査)

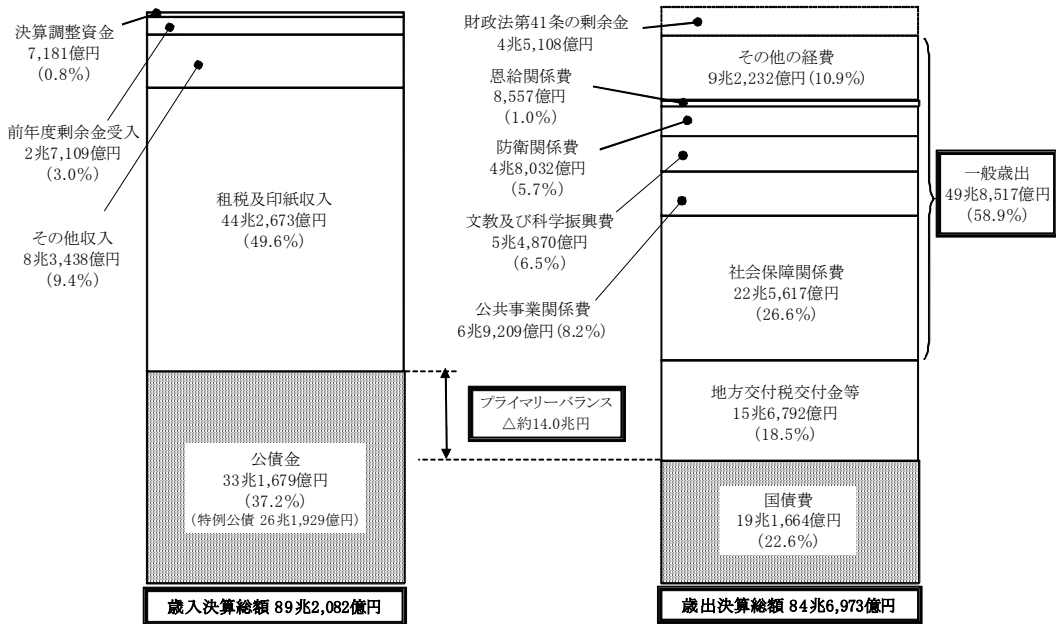
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剰余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は45兆534億円であるため、差引き6,573億円の剰余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成20年度 決算の説明」より作成

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 継続審査)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第175回国会22.7.30決算委員会付託 継続審査)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書
(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

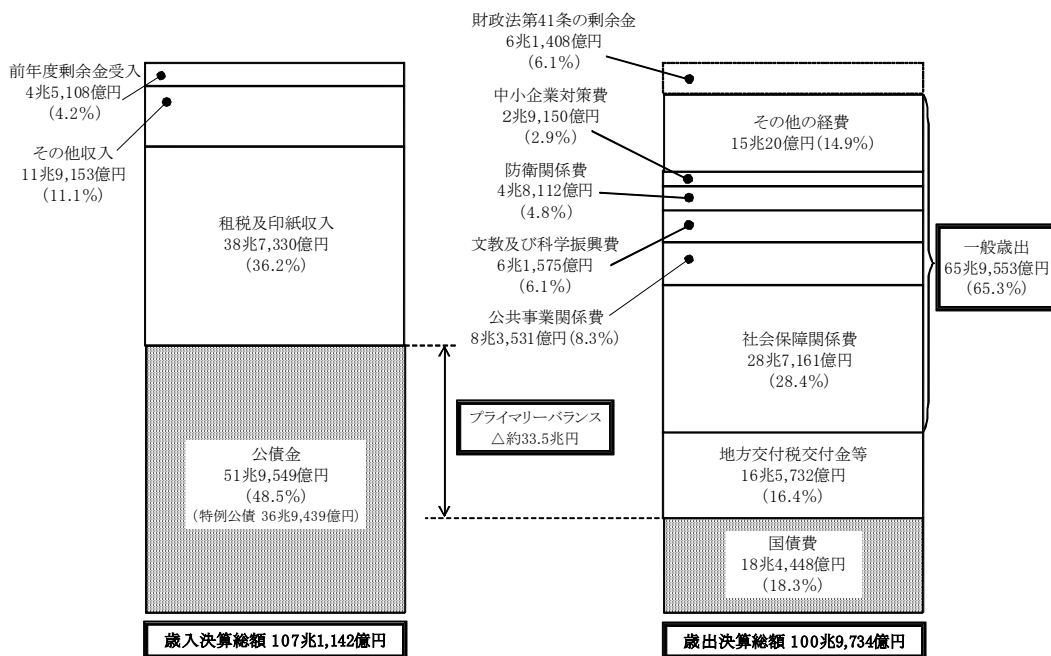
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆1,142億円、歳出決算額は100兆9,734億円であり、差引き6兆1,408億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十二年一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6,246億円である。

平成二十一年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は377兆8,931億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は348兆600億円である。

平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は50兆4,845億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は49兆7,737億円であるため、差引き7,108億円の剰余を生じた。

平成二十一年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,771億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆5,300億円である。

〈平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成21年度 決算の説明」より作成

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における21年度中の国有財産の差引純増加額は5兆58億円、21年度末現在額は107兆3,748億円である。

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における21年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は52億円、21年度末現在額は1兆834億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成20年度決算書類である。この決算書類によれば、NHK全体の平成20年度末における資産、負債及び純資産の状況については、資産総額8,224億円に対し、負債総額は2,732億円、純資産総額は5,492億円である。

また、当年度中の損益の状況については、経常事業収入6,624億円に対し、経常事業支出は6,309億円、差引き経常事業収支差金は314億円であり、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は262億円である。このうち、資本支出充当は33億円、事業収支剰余金は229億円である。